

表5：IAAにおける自動車産業に関連する提案

項目	内容
公共調達（注）や加盟国の財政支援の対象となる域内産EV、および社用車のグリーン化規則案における公共調達や加盟国の財政支援の対象となる域内産車の定義	○規則発効から6カ月後に適用 ・ EU域内で組立 ・ バッテリーを除く部品の70%以上（工場渡し価格ベース）がEU産 ・ メインバッテリーの部品のうち、バッテリー・セルを含む3点以上がEU産
	○発効3年後からの 追加要件 ・ メインバッテリーの部品のうち、バッテリー・セル、カソード活性材料(CAM)とバッテリー管理システム（BMS）を含む5点以上がEU産 ・ 電動パワートレイン部品の50%以上（工場渡し価格ベース）がEU産 ・ 主要電子システムの部品の50%以上（工場渡し価格ベース）がEU産
新車のCO2排出基準規則におけるスーパークレジット付与の対象となる域内産の小型EVの定義	・ EU域内で組立 ・ (1) バッテリーを除く部品の70%以上（工場渡し価格ベース）がEU産、または、(2) メインバッテリーの部品のうち、バッテリー・セルを含む3点以上がEU産
新車のCO2排出基準規則における2035年以降の排出量削減相殺手段に用いられる低炭素鉄鋼の要件	エコデザイン規則の委任規則において定める (2025年4月24日付ビジネス短信参照)
許認可の迅速化	申請手続きを完全デジタル化し、明確な期限を設定する。 川上部門の鉄鋼、アルミニウムなどエネルギー集約型産業の脱炭素化事業や、加盟国が設定する「産業製造加速地域」での事業については、期限内に当局の承認が下りなかった場合、中間段階での黙示的な承認を認める
EV、バッテリーなど戦略産業に係る外国企業の域内投資の新たな要件	・ 世界製造能力の40%以上を保有する国の企業による1億ユーロ以上の投資が対象〔自由貿易協定（FTA）締結国の企業による投資、サービス提供目的、ポートフォリオ投資は対象外〕 ・ 次の条件のうち、雇用要件を含め4つ以上を満たす必要がある (1) 出資・支配権の持ち分49%以下 (2) 合併会社の場合、出資・支配権の持ち分49%以下 (3) 知的財産・ノウハウのライセンス供与義務 (4) 研究開発投資義務（年間売上高の1%以上） (5) 雇用要件（従業員50%以上はEUの労働者）＜必須＞ (6) EUバリューチェーン強化戦略の作成・公開

注：公共調達に係る「域内産」要件においては、EUと自由貿易協定（FTA）などを締結する国は「域内産」と同等とみなされる。

出所：欧州委員会の発表を基にジェトロ作成